

日本仏教公伝年代の問題

——欽明天皇御世戊午年伝来の説について——

北條文彦

目次

はしがき

一、仏教伝来に関する説話の検討

(一) 欽明天皇十三年壬申伝來説の検討

(二) 欽明天皇七年戊午伝來説の検討

(三) 戊午伝來説の変化

(四) 原説話の想定

(五) 説話検討の結論

二、欽明天皇御世伝來の問題

(一) 戊午が欽明天皇十三年に相当する紀年

(二) 戊午が欽明天皇七年に相当する紀年と書紀の紀年

むすび

はしがき

いわゆる日本仏教公伝とは、日本書紀卷十九、欽明天皇十三年(壬申)条に云う、

冬十月、百濟聖明王更名聖王遣二西部姫氏達率怒喇斯致契等、献三釈迦仏金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷、別表讚二流通一礼二拜功德一云、是法於三諸法中二最為一殊勝、難レ解難レ入、周公孔子尚不レ能レ知、此法能生三

無量無辺福德果報、乃至成レ弁無上菩提、譬如レ人懷二隨一意宝二逐一所レ須レ用尽依レ情、此妙法宝亦復然、祈願依レ情無レ所レ乏、且夫遠自三天竺一、爰泊三三韓一、依レ教奉持無レ不二尊敬一、由レ是、百濟王臣明謹遣二陪臣怒喇斯致契一、奉レ伝二帝國一、流二通畿内一、果二仏所一記我法東流。

を以て大和の朝廷に正式に仏教が齎された時とするのであるが、これに対し、

大倭国仏法、創レ自二斯掃嶋宮治一天下二天国案春岐広庭天皇御世、蘇我大臣稻目宿禰仕奉時、治三天下一、七年歲次二戊午一、十二月度來、百濟国聖明王時、太子像并灌仏之器一具及説二仏起一書卷一篋度而言、当聞、仏法既是世間無上之法、其国亦応二修行一也。

とする元興寺伽藍縁起并流記資財帳(大日本仏教全書寺誌叢書二)、或は、志奈嶋天皇御世、戊午年十月十二日、百濟国主明王、始奉レ度二仏像縁起并僧等一、勅授二蘇我稻目宿禰大臣一、令二興隆一也。

とする上宮聖徳法王帝説(大日本仏教全書聖徳太子伝叢書)の如く、伝來を欽明天皇御世戊午とか、七年戊午とするもあり、更には擬然の三国仏法伝通縁起(大日本仏教全書、以下「伝通縁起」と略記)所収華嚴宗古徳記所引大安寺審祥大徳

記に、

檜隈廬入野宮御宇宣化天皇即位三年歲次ニ戊午二年十二月十二日從二百
濟国一仏法伝來。

の如く宣化天皇三年の戊午に公伝したと伝えているのもあり、既に古
くよりこの伝來の時に關して書紀の欽明天皇十三年壬申伝來と主張する
に對して有力なる異説が存在していたことを知る事が出來よう。

この点よりして従來のこの問題に關する研究は書紀或は元興寺縁起等
の相異なる説を如何に解し、その年代を考証するかに力が注がれて來たか
の様に思われる。依つてここに当然欽明紀本文に對しても鋭い批判の目
は注がれ既に飯田武郷翁⁽¹⁾以來、山田文昭・藤井頤孝氏⁽²⁾等に依る精密な本
文検討の結果、百濟国聖明王による上表文中の「是法於諸法中最為殊勝」
以下「無量無辺福德果報乃至成弁」迄は義淨訳の金光明最勝王經如來壽
量品より、「無上菩提、譬如人懷隨意宝遂所須用尽依情此妙法宝亦復然、
祈願依情無所乏」の部分と同じく最勝王經の四天王護国品長行頌及び曇
無讖訳金光明經より、「歡喜踊躍詔使者云」以下の天皇の勅語また最勝
王經護国品中の文字を採つて変改補綴せられてゐることが指摘され、そ
の本文に對する潤色説を提出されるに至り記事の真实性に關して多大の
疑惑がもたれる様になつた。即ち唐の長安三年^(七〇三)大寶三年^(七〇三)義淨に依り訳
されたこの経が書紀編纂時の養老四年迄には日本に伝來しており、これ
に依つて書紀の編者が作文結構したものであると考へることも出來ると
すると、書紀に云うこの年における伝來のこと自体が又疑しく、「記紀

に見える他の多くの事物起元説話の一例として見る可きもので」あろう
とされる津田左右吉博士の所説の如きも生じて來る。又書紀の十三年壬
申を捨てて欽明天皇七年戊午とする法王帝説等の説を採る論者も多く、⁽⁶⁾
更には欽明天皇御宇を三十二年とする書紀に對し、「志帰嶋天皇治天下
卅一年^(辛卯年四月崩、陵)」と記す法王帝説に従つて、欽明天皇の御世を四
十一年とし、その即位を崩年辛卯より溯つて辛亥(書紀の紀年に從えば
それは継体天皇二十五年の辛亥に相当する)と考へ、之等のことと継体
紀二十五年の註記の問題と關連してこの仏教公伝年代の問題は継体天皇
以下三天皇の紀年の問題として論ぜられるに至る。即ち、平子鐔嶺氏の
「継体天皇以下三皇紀の錯簡を弁ず」⁽⁷⁾以來、原勝郎博士、丸山二郎氏等⁽⁸⁾
により論議されてきた所以であり、更には喜田貞吉博士は「継体天皇以
下三天皇皇位繼承に關する疑問」⁽¹⁰⁾に於て平子説の批判の上に立つて、継
体天皇辛亥崩御の後を承けたのは欽明天皇であり、一方安閑天皇・宣化天
皇も欽明天皇と併立して皇位にましましたと論じ、こゝに問題は皇位繼
承の問題にも發展したのである。他方、元興寺縁起の文獻批判を通じ
て、これを仏教伝來説話としての面より採りあげ、元興寺縁起所収の塔
露盤銘及び丈六仏光背銘と欽明紀本文とを比較検討された福山敏男博士
の著作もあり、或は法王帝説の書史的研究をもされた家永三郎博士に
依つても触れられる等、まことに多方面に亘つてゐることが知られる。⁽¹¹⁾
而して、現在学界に於ては伝來に關して書紀の十三年壬申(五五二)を排
し、七年戊午(五三八)と改定する説が有力の如くに思われるが、尚「戊

午が絶対に正しく、壬申は全く錯誤であると言いきる根拠は薄いと思う」として、戊午にも壬申にも仏教伝来の事実があつたのではあるまいかとされる坂本太郎博士の説の如きも存する。⁽¹³⁾しかし小論に於ては事実としての仏教伝来の時を求める前提として、一回起的な仏教の初度伝来というものが、欽明天皇の御世におけることとして古くより伝えられ、而も一方は十三年の壬申とし、一方は七年の戊午のこととして伝承されて来ており、更には宣化天皇の三年戊午としても伝えて来ているというその事実と、壬申とか戊午とかいう干支と、十三年とか七年とかの数字紀年が結合し、変化してそれぞれの異説として今日に残されて来た所に、書紀編纂の過程において歴代の皇統、御字というものの決定に關し——少くも、欽明天皇御宇を定めるに當つては——現在見るが如き書紀々々上の位置に至る迄に何らかの問題が存したのではあるまいか、そして、それは今、仏教伝来の問題として我々の前に横たわつて居るのではなからうかと考えるのである。

〔註〕

- (1) 「日本書紀通釈」二七四八頁。
- (2) 山田文昭氏「日本仏教史の研究」一一—二三頁。
- (3) 藤井顯孝氏「欽明紀の仏教伝来の記事について」史学雜誌三六ノ八。
- (4) 井上薫氏は「日本書紀仏教伝來記載考」(歴史地理八ノ二、四)に於て、養老四年の書紀編纂時迄に日本に金光明最勝王経を齎したのは、養老二年十二月、遣唐使多治比真人に随つて帰朝した道慈律師であり、しかも、彼は又書紀編纂者の一人として、欽明紀等に於る仏教伝來の記事の執筆をも担当したのであらう、とされる。

(5) 津田左右吉博士「日本上代史研究」一三〇—七頁、「日本古典の研究」

下、武烈紀から敏達紀までの記載。

- (6) 藤原猶雪「日本仏教史研究」。境野黄洋「日本仏教史講話」。橋川正「綜合日本仏教史」。望月信享「日本文化史論纂」。辻善之助「日本仏教史(上世編)」等の諸博士の所説あり。
- (7) 史学雜誌十六ノ六・七。
- (8) 原博士「日本書紀々々年考」(日本中世史の研究所収)。
- (9) 丸山氏「日本紀年論批判」・「日本書紀の研究」継体天皇以後三代の年紀、二〇四頁。
- (10) 歴史地理五二ノ一。
- (11) 福山博士「飛鳥寺の創立に關する研究」史学雜誌四五ノ六、「豊浦寺の創立に關する研究」同誌四六ノ十二。
- (12) 家永博士「上宮聖德法王帝説の研究」総論及び各論篇。
- (13) 坂本博士「日本史概説」上巻、六二—三頁。

一、仏教伝來に關する説話の検討

(一) 欽明天皇十三年壬申伝來説の検討

前節において日本書紀欽明紀、元興寺縁起、法王帝説或は伝通縁起所引大安寺審祥大徳記等の仏教伝來に關する夫々の異説に少しくふれたが、以下欽明紀に代表される説を「欽明天皇十三年壬申伝來説」(以下「十三年壬申説」と略記)、元興寺縁起に記す如き説を「欽明天皇七年戊午伝來説」(以下「七年戊午説」と略記)、大安寺審祥大徳記の如き説を「宣化天皇三年戊午伝來説」の如くに分類し、検討を加えてみよう。先ず「十三年壬申説」を伝える諸書は甚だ多く、以下その主要なものを掲げよう。

- (1) 天国押排広庭天皇磯嶋宮御宇卅二歳之中第十三年壬申、百濟明王仏像經教奉_レ度_二日本_一。(仏本伝来記大日本仏教全書 寺誌兼啓二)
- (2) 磯城嶋金刺宮御宇天国押開広庭天皇即位十三年歲次_二壬申_一、百濟明王渡_二仏法_一於此朝。(斑鳩寺雜記所收法隆寺東院御齋會表大日本仏教全書 寺誌兼啓一)
- (3) 從_二磯城島宮御宇天国推開広庭天皇元年庚申_一始、千十三年歲次_二壬申_一、百濟國聖明王始奉_二仏法_一、表讚_二功德_一、蘇我稱目宿弥大臣奏云、隨_レ勅可_レ尊_二三宝_一。(戒律伝来記所引百濟許智部所述年代記大正新修大藏經七十卷 統勝宗部五)
- (4) 夫大日本人王第三十代天国排開広庭明天皇御宇十三年壬申十月〔從力〕縱_二百濟國_一創_二伝仏法_一、彼國主聖明王自作_二願文_一送_二獻日本聖朝_一、乃金銅釈迦仏像并幡蓋等及經論若干卷是也。(三國仏法伝通縁起、卷中)
- (5) 欽明天皇治_二天下_一第十三年壬申十月、百濟國王、度_二越釈迦并十地論、釈論等_一。(古今目錄抄所引箕面縁起大日本仏教全書 聖德太子伝兼啓)
- (6) 大日本人王第卅代天国排開広庭欽明天王御宇十三年壬申十月、從_二百濟國_一創_二伝仏法_一、彼國主聖明王自作_二願文_一送_二獻日本聖朝_一。(應添瑤囊抄所引安然記大日本仏教全書)
- (7) 第三十代欽明天皇磯嶋金刺宮御宇即位元年歲次_二庚申_一、治_二天下_一三十二箇年、就中、第十三年歲次_二壬申_一冬十月、百濟國聖明王、渡_二越釈迦像并十論釈論等_一。(上宮太子拾遺記、第一卷大日本仏教全書 聖德太子伝兼啓)
- (8) 十三年壬申冬十月十三日辛酉、百濟國聖明王始獻_二金銅釈迦像一鉢並經論幡蓋等_一、其表云、是法於_二諸法中_一最為_二殊勝_一、難_レ解難_レ入。(扶桑略記卷三、欽明天皇条)
- (9) 十三年壬申冬十月十三日辛酉、百濟國聖明王始獻_二金銅釈迦像一軀_一、

弥勒石像并經論幡蓋等、又獻_二阿弥陀像一尺觀音勢至像一尺善光寺像是也。(二代要記)

(10) 十三年十月十三日、百濟國聖明王、使_二西部姬氏達率怒利斯致_一、貢_二釈迦銅像、經論幡蓋若干品_一、上表曰、是法於_二諸法中_一最為_二殊勝_一。(元亨釈書、卷二十)

(11) 欽明天皇御宇十三年壬申冬十月十三日辛酉、百濟國聖明王始獻_二金銅釈迦仏像一軀並經論幡蓋等_一。(善薩戒綱要鈔大正新修大藏經七十卷 統勝宗部五)

一見して判明する如く、これらは全て書紀欽明紀の記載を継承するものにして、日本書紀系文獻とでも称せらるべきものであるが、その伝来年月日の要素に於ては或る時期に、書紀に云う「十三年壬申冬十月」に加うるに十三日とその干支辛酉が附加されたことを知ることが出来る。今便宜上、伝来年月日、聖明王及び将来の品目等の部分を表示すれば表1の如くなるらう。

(表 1)

文 献 名	伝来年月日	聖 明 王	将 来 品 目
日本書紀	十三年壬申冬十月	百濟聖明王(聖王)	釈迦仏金銅像一軀・幡蓋・經論若干
仏本伝来記	十三年壬申	百濟明王	仏像 經 教
法隆寺東院御齋會表白	十三年壬申	百濟明王	
百濟許智部所述年代記	十三年壬申	百濟國聖明王	金銅釈迦仏像・幡蓋・經論若干
箕面縁起(卷中)	十三年壬申十月	百濟國王	釈迦・十地論・釈論等

安 然 記	十三年壬申十月	百済国主聖明王	
拾 遺 記	十三年壬申冬十月	百済国聖明王	釈迦像・十論・釈論等
扶 桑 略 記	十三年壬申冬十月 月十三日辛酉	百済国聖明王	金銅釈迦像一鉢・経論・ 幡蓋等
一 代 要 記	十三年壬申冬十月 月十三日辛酉	百済国聖明王	金銅釈迦像一軀・彌勒石 像・経論幡蓋等
元 亨 釈 書	十三年十月十三日 月十三日辛酉	百済国聖明王	釈迦金銅像・経論・幡蓋 若干
菩薩戒綱要鈔	十三年壬申冬十月 月十三日辛酉	百済国聖明王	金銅釈迦像一軀・経論・ 幡蓋等

まず伝来年月日の要素を見るに、書紀が十三年壬申冬十月にその伝来を配したことからの諸本多くはこれを承け十三年壬申の十月としたものであるが、ただ、ここに仏本伝来記、法隆寺東院御齋会表白、百済許智部所述年代記に、単に「十三年壬申」とのみ記し、聖明王の表記と俱に他と少しく異なることは如何解すべきものであらう。若し書紀よりの直接引用であるとするならば十三年壬申冬十月とその月の数字迄をも記すであらう。事実他の書紀よりの引用と思われる諸本みなそうである。然るに、ここに、十三年壬申のみで月の数字を記さぬことは、後述の如く書紀の原史料となつた伝来に関する記録が存在しており（十三年壬申説系原説話ともいうべきか）、それには単に「十三年」のことと伝えていたが為に、或はこれらはその原説話より直接に引かれてここに記されているのではあるまいか。

依つてこれら(1)(2)(3)の説話は書紀のそれと原史料を共通するものであり、書紀に「冬十月」として恐らくは書紀の編纂者により附加されたのであらうと思われる。がその時に当り伝来の月を十月とする

何等かの記録が他に存在し、この月に於ける百済よりの来朝者のことが記されていたが為にそれにかけて記されたものか、或は漫然と斯く十月のこととして記されたのか明かでない。

こゝに書紀に云う十三年壬申冬十月とする説とはやゝ異なつて、書紀と共通の原史料から引かれて「十三年壬申」とのみ伝えてある(1)(2)(3)の如き説が何時の頃行われていたかについては確たる手掛りを持たないが、たゞ百済許智部所述年代記をひく戒律伝来記はその奥書に「是記者吾祖過海大師法孫豊安大徳、天長七年奉_レ勅所_レ造也」とあつて、豊安に依り天長七年(八三〇)に著述されたことが判るから、少くもこの天長の頃以前には既に書紀の説とはやゝ異り、直接書紀から引用せられたものではないと思われ、この十三年壬申とする所伝が、書紀の十三年壬申冬十月とする説と俱に行われてはいたと思われ、たゞこの頃は後述する如く、伝来に関してはそれを欽明天皇戊午或は七年戊午とする説が広く流布しており、書紀に云うこの十三年壬申伝来の説はさして世に流布していなかつたと思われる。斯くて、十三年壬申とし、十三年壬申冬十月と伝えて来たこの系統の説話に、その日、「十三日」及びその干支「辛酉」が附加されたのは何時のことであり、孰れに由縁するものであらうか。恐らくは、仏教初伝のこととして伝えられていたこの説話に十三の数というものが何等かの意味あるものとして考え伝えられて来ており、最初、年の数字として伝説されていたものが、後、日の数字としても伝説されるに至つたのではあるまいか。それとも、日の干支として辛酉が

伝えられており、そこから十三日が生じたのもあろうか。

思うに、「辛酉」とする日の干支が附加されるに至つたのは扶桑略記の編者に依つてではあるまいか。管見の許す限りに於て「十三年壬申十月十三日辛酉」と表記する文献の最古のものは扶桑略記とされるのである。略記の編者は「十三年壬申十月十三日」とする所伝の上に立つてその干支「辛酉」を考慮したのではなからうかと思われる。即ち扶桑略記が帝王系図をもととして、それに国史実録類、縁起類等を引用附加することに依り成立していることは既に指摘されているところであるが、その引用された縁起の一に善光寺縁起がある。

扶桑略記卷三、欽明天皇十三年条には前掲の伝来の記載に続いて、

一云、同年壬申十月、百濟明王獻_{長一尺}阿彌陀_{長一尺}佛像、_{長一尺}觀音勢至_{長一尺}佛像、

云、臣聞、万法之中、仏法最善、世間之道、仏法最上、天皇陛下亦應_二

修行、故敬捧_二仏像_一經教法師、附_レ使貢獻、宜_レ信行者、_上或記云、信

濃國善光寺阿彌陀_{長一尺}佛像、則此仏也、_中略_二善光寺縁起_一云、天国排開_二

庭_{長一尺}天皇治十三年壬申十月十三日、從_二百濟國_一、阿彌陀_三尊浮_レ浪來、着_二

日本國_{長一尺}撰津國難波津、其後經_二卅七箇年_一、始知_レ有_二仏法_一、仍以_二此三鉢_一、

為_二仏像之取初_一。

とする善光寺縁起をひいている。略記編纂の頃に於て十三年壬申の年に伝来の仏像を以て善光寺の本尊とするこの寺の縁起は相当弘く行われていたのではなからうか、この縁起に於ける伝来の日時は十三年壬申十月十三日と記されており、辛酉の干支は記されていない。略記の編者は十月十三日とするこの縁起よりして、その日の干支辛酉を考慮し書紀の

伝来の説話の中に十三日辛酉の要素を附加したのではないかと考えられるのである。而して、略記のこの記載が後の一代要記、菩薩戒綱要鈔等に継承されているのを見れば伝来の説話において占める略記の位置は比較的大きいということが出来よう。

聖明王の表記に関しては前述の仏本伝来記等を除く外は殆どその表記は「百濟國聖明王」を採ると考えてよいであろうし、その将来品に関しては書紀の「釈迦像・經論・幡蓋」をとるもの多きも、中には十地論・積論或は弥勒石像等とするもあり、多少異つてゐるもののこれらの説話が仏家の縁起等と密接な関連の下に伝えられたことよりして、或は、これらの寺の仏の起源譚としてのものであろうか。

以上要するに、十三年壬申説においては、伝来の年月として十或は十三の数字が伝えられ、歳の干支「壬申」と日の干支「辛酉」が存すること。聖明王は「百濟國聖明王」と表記されていること。将来品としては「釈迦仏金銅像、經論、幡蓋」と表記するもの多きこと。等を以てその構成要素と見ることが出来、一般にこの系統の説話においては、「欽明天皇十三年：壬申：十月（十三日辛酉）：百濟國聖明王：釈迦仏金銅像、經論、幡蓋：」の如き形をとるものと考えることが出来よう。

(二) 欽明天皇七年戊午伝来説の検討

頭戒論には弘仁十年（八一九）における最澄に依る叡山の大乗戒壇設立をめぐる南都の僧綱護命等と最澄との間に行われた論争において仏教伝

来について論ぜられたことを記している。即ち、

沙門護命等諱言、僧最澄奉_レ獻天台式并表、奏_レ不_レ合_二教理_一事、
 沙門護命等聞、……我日本国志貴島宮御宇天皇歲次_二戊午_一、百済王奉_レ
 渡_二仏法_一、聖君敬崇至_レ今不_レ絶、彈曰、天皇即位元年庚申、御宇正經_二
 三十二歳_一、謹案_二歳次曆_一、都無_二戊午歳_一、元興縁起取_二戊午歳_一、已乖_二実
 録_一、(原文「彈曰」)
 (以下割註)

の如く護命が上表文に「志貴島宮御宇天皇歳次戊午」仏法伝来とする
 に対し、最澄は欽明朝に戊午年無しとし、而も「元興縁起取戊午歳、已
 乖実録」と反駁している。恐らくはここに云う元興縁起とは前載の元興
 寺縁起かとも思われるも、護命上表文中に言う「志貴島宮御宇天皇歳次
 戊午、百済王奉渡仏法」のこの記載はその表記よりして元興寺縁起より
 の直接の引用に依るものではなく、その原史料とでも言うべき元興寺の
 古縁起あたりに拠つて、ここに記されているのではあるまいかと思われ
 る。

斯くの如く欽明天皇七年戊午の伝来を伝えるものとして、外に伴信友
 「仮字本末追考」⁽⁵⁾所引の天平宝字五年(七六一)最勝王聊簡略集の

我日本八嶋国志貴嶋宮、謚天国押撥広庭天皇御宇七年戊午十二月廿二
 日、自_二百済国主明王_一奉_レ慶_二仏像_一經教、大臣蘇我稻目宿禰始建_二仏法_一、
 起_二爾戊午_一今至_二宝字五年辛丑_一所_レ經年數二百廿二年。

古今目録抄所引建興寺縁起(大日本仏教全書本)の

広庭天皇御世、治_二天下_一七年十二月十二日、百済国主明王、太子像并

灌仏之器一具、及説仏起_二尺奏_一送_レ度、
「書字力」一慶カ一

の如きを見ることが出来る。依つて、この説話に於ても、伝来年月
 日、聖明王、将来品等の要素について考察し、十三年壬申説との相異を
 見よう。

(表 2)

文献名	伝来年月日	聖明王	将来品
元興寺縁起	斯婦嶋宮治天下天国案 春岐広庭天皇御世、七 年歳次戊午十二月	百済国聖明王	太子像并灌仏之器 一具説仏起書卷一 巻
上宮聖徳法王帝説	志矣嶋天皇御世、戊午 年十月十二日	百済国主明王	仏像経教并僧
護命上表文	志貴嶋宮御宇天皇歳次 戊午	百 済 王	
最勝王聊簡略集	志貴嶋宮謚天国押撥広 庭天皇御宇七年戊午十 二月廿二日	百済国主明王	仏像経教
建興寺縁起	広庭天皇御世治天下七 年十二月十二日	百済国主明王	(元興寺縁起とは 同じ)

表2よりして、この系統の説話に於てはその伝来年月日の要素として
 戊午の干支と七と十二と廿二の数字が採られており、聖明王の表記に於
 ては「百済国主明王」とするもの多く、ひとり元興寺縁起のみ「百済国
 聖明王」と十三年説と同様の表記をとっていることは、この縁起が成
 立の過程に於て書紀の影響を蒙っていることを窺わしめるものであり、
 又、将来品の要素に於ては明らかに十三年説のそれと異なり単に「仏像
 経教」等と漠然たる表記を採っているだけに、書紀等という「釈迦仏、

幡蓋、經論」と表記するものより、より一層眞実を語っているかとも思われ、説話としての古形を感ずるのである。ここにおいても元興寺縁起に「太子像并灌仏之器一具云々」と記すのは、この縁起の庚寅年条に「太子像出且灌仏之器並者隱藏不出、今此元興寺在此是也」とあるのと考え合わせれば、これが元興寺に現存する灌仏器説明の爲のものであり、而もそれを仏教初度のこととして語ろうとする縁起作者の心底を示すものに外ならず、この史料が寺院縁起であることを示す最も顯著な例と言ふべく、建興寺縁起のそれも又この縁起あたりよりのものであらう。

扱て、この伝来説話において最も問題となるものは、伝来の年として、欽明天皇戊午と伝え、或は七年戊午と伝えていることである。今、元興寺縁起を見るに、「斯婦嶋宮治天下、天国案春岐広庭天皇御世」と記し、次に「蘇我大臣稻目宿禰仕奉時」とあるのは、欽明天皇御世の説明であると同時に、後述する稻目と七年戊午説との関係からここに挿入されたものであらうが、尋いで再び「治天下七年」と治天下をつけた七年を記しているのは如何であらう。一般に古くは年を録するに当つて「○○宮治天下……天皇御宇……年歲次……^{干支}」という記載の形が行われていたとするならば、ここに「斯婦嶋宮治天下、天国案春岐広庭天皇御世治天下、七年歲次戊午十二月度來」はおかしい。或はこの「治天下七年」の文はこの文本来のものでなく、もとは「欽明天皇御世、戊午歲」とでもあつて、その戊午歲が七年に相当する、というが如きことからここに記されたものとして考えることは出来まいか。若し古くは天皇の御世の録年

に當つては干支を以て行われ、後に伝えるに際し、そのことをその年の干支に係けて記録することが行われていたとすれば、この説話においても最初は欽明天皇の御世であり、そして、それが戊午歲である、の如くに伝承されて来たのかも知れぬ。そして、欽明天皇の御宇というものが何年と定められ、その元年が何の歲と定められるに至り、その戊午歲が七年に相当するに依つてここに新たに治天下七年と伝えるに至つたのかも知れぬが、今は戊午を以て七年より先にこの説話に於て伝えられていた要素と断ずる根拠を持たぬ、とすれば一応戊午と七年というものは孰れが古い要素として他に優先するということせず、俱にこの説話に於ては戊午の七年として伝えられていたものとして考えねばなるまいか。

十三年壬申伝来の説においては、書紀々年において欽明天皇十三年の年が壬申に相当する処より、その干支壬申というものが生じたものと考へることが出来るであらう。或は斯く十三年と関連して生じた壬申と断ずるのを以て早計とするかも知れぬが、書紀の記載というものは一応その係けてある年紀より離れて検討を要する性質のものであるから、十三年の壬申と伝えるのはひとり寧楽期に於ては書紀のみであり、しかも後述する如く、孝徳朝頃における伝来の説話を示すと思われる大化元年の所謂「仏法興隆詔」の説話に於ては伝来を単に欽明天皇の十三年とのみ伝えており、そこに壬申という干支を伴っていないことよりしても、書紀以前に於てはその壬申とする干支は未だ發生していず、書紀において伝来を欽明紀十三年条に配したことから、その干支壬申というものがこ

の説話において新たな要素として附加されて来たもの、と考えてよからう。がこれに対し、七年戊午の説においては伝来を単に欽明天皇戊午とのみ伝える法王帝説或は護命等の文もまた存することを考えれば、単に戊午歳とのみする説も行われていたことを知ることが出来ようから、或は元興寺縁起に伝えられた原形の説話は「斯帰嶋宮治天下天国案春岐広庭天皇御世戊午年十二月度来」の如きものであつたかも知れぬ。この系統の説話において伝来の月日として十二の数が採られていることも又十三年壬申説と著しく異なる要素である。十三年壬申説において十三の数字が早くより年の数字として伝えられ、遂には日の数字となるに至つたと同様、この説話においても月の数字十二と関連して、十二日が出、更には十と二の組合せたる廿二の数が発生したかとも思われる。若し、十二を十と二の数と関連して伝承して来たものでもすれば法王帝説に言う十月十二日は説明されようが、その十月とするを十三年説の月の要素と考えれば問題は別である。十二の数が孰れに由縁するのか全く不明であるが、この系統の説話が稲目の要素をその構成要素の一とし、聖徳太子とも連りがあるともすると、天寿国繡帳銘等に云う「歳在辛巳十二月廿一日、癸酉日入孔部間人母王崩、明年二月廿二日甲戌夜半太子崩」等とある数字と関連して偶然ともせよ興味あるものであろう。

先に述べた如く蘇我稲目に關しての記載は、

「蘇我大臣稲目宿禰仕奉時」(元興寺縁起)、「勅授蘇我稲目宿禰大臣、令興隆也」(法王帝説)、「大臣蘇我稲目宿禰始建弘法」(簡略集)、

の如くであり、この説話に於て斯く稲目に關して語られていることは、七年戊午伝来とする伝承と蘇我氏との關係を物語るものであり、元興寺縁起始め法王帝説等に記すこの説話の淵源は全て蘇我氏を発願者と仰ぐ元興寺の古縁起とも言うべきものに歸するのではあるまいかと思われる。

日本書紀においては、稲目の要素は崇仏排仏の説話として發展し語られていると思われる。この欽明朝における蘇我・物部両氏の論争に關しては津田博士の如く「(この論争が) 仏教伝来当時の史的事実として、實際に行われ、この新来の宗教に対して強い反抗の情が生じたかどうか、問題ではあるまいか、蘇我氏と物部氏等とのこの意味に於ての争いというものは、仏像の初伝を欽明朝にかけて語つたと同様、恐らくは一つの説話であろう」とも考えられるがそれが説話であり、事実でないとしても、欽明朝における稲目というものが書紀編纂時において語られ、書紀に斯く記されていることは事実である。推古朝に於て仏教が盛行し、それが蘇我氏に依り信奉せられ、その寺院が建立され僧尼が保護されたということが史的事実であるとすれば、その蘇我氏に依り建立の寺院、或はそれと密接な關係にある仏家による縁起・伝説に於て、現実の馬子の崇仏が、その父稲目の為の崇仏という形から、ここに仏教初伝の時として推古朝の人々に伝えられていた年——欽明天皇の御世という程度であつたろうが——の伝承と関連して、初度の伝来における稲目の功績として強く主張せられるに至つたのであろう。

仏教の初期の伝来期に當つて帰化人の力が預つた処は少くないが、就中「新しい帰化人」⁽⁹⁾とでもいわるべき王辰爾を始めとするその一族或は鞍作氏等の欽明朝前後において大陸文化の担い手として活躍したと思われる帰化人と密接な關係を持つていた蘇我氏は、彼等に依つて恐らくは我國に齎されたであろう仏教をうけて、保護信奉して發展せしめて来たに相違ない。然るに蘇我氏により經營せられて来た寺院は大化改新時に至りその有力な保護者を失ふこととなり代つて皇室により直接保護せられることとなるのであるが、その際この蘇我氏によつて營まれて来た寺院(例えば元興寺の如き)の側には仏教初伝の際に於る稻目の崇仏とか、或は馬子による保護信奉のことが強く印象づけられ、語られていたことであろう。而してこれに対し皇室は従來の蘇我氏によるこれらの保護信奉は皇室の命の下に蘇我氏が行つて来たものであることを孝徳紀大化元年の所謂仏法興隆詔に於て詔することとなつたのではなからうか。即ち、

癸卯、遣_二使於大寺_一喚_二聚僧尼_一而詔曰、於_二磯城嶋宮_一御宇天皇十三年中、百濟明王奉_レ伝_二仏法於我大倭_一、是時、羣臣俱不_レ欲_レ伝、而蘇我稻目宿禰獨信_二其法_一、天皇乃詔_二稻目宿禰_一使_レ奉_二其法_一、於_二詔語田宮_一御宇天皇之世、蘇我馬子宿禰追遵_二考父之風_一、猶重_二能仁之教_一、而余臣不_レ信、此典幾亡、天皇詔_二馬子宿禰_一而使_レ奉_二其法_一、於_二小墾田宮_一御宇天皇之世、馬子宿禰奉_レ為_二天皇造_一丈六繡像、丈六銅像、顯_二揚仏教_一、恭_レ敬僧尼、朕更復思_レ崇_二正教_一光_レ啓大猷_一……凡自_二天皇_一至于_二伴造_一所造之寺、不_レ能_レ營者、朕皆助作。

この詔に於ては仏教の初伝は「欽明天皇御世十三年中」のこととして語られ、又聖明王は「百濟明王」と表記されている。後述する如くこの詔は少なくとも仏教伝来の年次に於ては書紀の伝來說話より以前の「日本書紀系原説話」十三年壬申説系原説話」とでも名付けられる処の伝來に關する比較的初期の説話を窺わしめる要素を含んでいる。又、稻目或は馬子の崇仏に關して「詔_二稻目宿禰使_レ奉_二其法_一」とか、「詔_二馬子宿禰而使_レ奉_二其法_一」とかの如く「詔_二使_一」の用語をとり、或は欽明紀伝來說話に「天皇曰、宜_レ付_二情願人稻目宿禰_一、試_レ令_レ禮_レ拜_一」として「令」の語を使用していることは、前述の如く蘇我氏による崇仏というものが本来天皇の命によつて行われて来たものであつたということを述べているものであると思われる。この点に關して既に二葉憲香氏はこの詔を採りあげ、この詔の内容が蘇我氏の崇仏の業績を語つていることは、蘇我氏を打倒して成立した改新政府の詔としては一見矛盾している如く見えるが、それは當時、仏教の初伝に際しての稻目の崇仏という伝説が強く、或は蘇我氏の經營になる元興寺というものが孝徳朝以前に於る最大の寺院として無視することの出来ない仏教・文化の中心的位置を有しており、これに對して皇室の仏教信奉や寺院經營は孝徳朝以前に於ては萌芽的な状態を出でず、蘇我氏の崇仏という事実が圧倒的であつたので、改新政府としてはこの蘇我氏による崇仏のことを承認し、それを継承するか、又は排仏するか以外に方法がなく、結局は天皇による元興寺の經營となるに至るのであるが、その際この皇室の元興寺經營というものは、従來蘇我氏に

命じて經營せしめて来たものを、蘇我氏滅亡後の今は直接皇室が經營する旨を宣言せねばならなかつたのではなからうか、と推論せられている。この詔に斯く「詔：使」、「令」とする用字のあるのを見ると、この様に考へることも出来ると思われ。

ここに当時の唯一最大の寺院であり、蘇我氏に依り經營された元興寺のその古縁起において稲目の要素が語られていることから、この古縁起の下に生じたと思われる七年戊午説において稲目が語られていることは当然のこととも言えよう。尚更に溯つて、この古縁起の記される以前、仏教伝来の時として漠然と説話されていた頃―七年戊午伝來說系原説話とでもいふべきか―に於ても既に稲目に関する要素はこの説話にとり入れられ語られていたのであらうと思われ。

元興寺縁起所収の元興寺塔露盤銘文(以下「露盤銘」と略記)は周知の如くその銘文中に「丙辰年十一月既」と記すより丙辰年即ち推古天皇四年にこの塔が竣工してその露盤が上げられた年と思われるも、書紀の編者はこれを法興寺全建築物の落成の時と見て推古紀四年条に「冬十一月、法興寺造竟」と誤まり記している⁽¹⁾と考へられるが、孰れにもせよこの銘文の撰文されたのはこの推古天皇四年頃のことであると考へてよからう。その銘文に仏教伝来に関して次の如く云う。

大和国(上宮太子拾遺記第三所収露盤銘には「大倭国」とする)天皇、斯婦斯麻宮治天下、名阿末久爾意斯波羅岐比里爾波弥己等之(同上「阿末久爾意斯波羅支此里爾波乃彌己等世」)、奉仕巷宜名伊那米大臣時、百濟国正明王上啓云(同上「百濟国名明王上啓」)、万法之中仏法最上也(同上「也」)

一字无、是以天皇并大臣聞食之宜(同上「是以天皇大臣等」)、善哉、則受仏法、造立倭国(同上「聞食之宜、善哉」以下无)。

ここには欽明天皇御世、蘇我稲目の仕え奉りし時に百濟国正明王が万法の中仏法最上なりと上啓した、という程度の説話として記されている。ここに欽明天皇を記すに、「斯婦斯麻宮治天下、名阿末久爾意斯波羅岐比里爾波弥己等」と表記していることは、上宮記逸文或は天寿国緯帳銘等に見える天皇の表記と共通のものであり、正しくこの部分が推古朝の遺文であることは疑を容れる余地は無いかと思われ、恐らくは銘文中に言う書人百加博士、陽古博士の兩人に依り撰文せられたものであると思われ。

扱て、この推古天皇四年(五九六)頃に記されたと思われこの露盤銘と、元興寺縁起本文に於る伝來說話を比較するならば

(塔露盤銘)

大和国天皇、
斯婦斯麻宮治天下、名阿末久爾意斯波羅岐比里爾波弥己等之^世、
奉仕巷宜名伊那米大臣之時、

(元興寺縁起)

大倭国仏法
創自斯婦嶋宮治天下天國案春岐
広庭天皇御世、
蘇我大臣稲目宿禰仕奉時、
治天下七年、歲次戊午十二月度来
百濟国聖明王時、
太子像并灌仏之器一具及説仏起書卷
一篋度言、
当聞仏法既是世間無上之法、其国亦
応修行也、

の如く、元興寺縁起の説話は露盤銘を骨子としてそれを発展せしめたものであることが知られ、「治天下七年、歳次戊午十二月度来」の文は銘文に窺うことが出来ぬとすれば、恐らくは、この説話においてはこの頃未だ初度の伝来に関する年月は考えられていず、単に欽明天皇御世のことであり、而も稲目の仕え奉つていた時としての程度迄の説話の段階であつたことを知ることが出来ようし、その「太子像并灌仏之器云々」は前述の如く元興寺に現存の灌仏器説明の爲のものであろうし、「当聞仏法既是世間無上之法云々」は或は書紀編纂の際における欽明紀伝来説話のその原史料と共通のものからここに記されたものかも知れぬし、単に銘文の如く「万法之中仏法最上也」と伝えるのがこの説話の初期に於ける本来の形でなかつたかと思われる。

尋いで、同じく同縁起所収の元興寺丈六仏光背銘には、
天皇名広庭、在斯娑斯麻宮時、百濟明王上啓、臣聞、所謂仏法既
是世間無上之法、天皇亦応修行、擊奉仏像經教法師、天皇詔巷哥
名伊奈米大臣、修行茲法、故仏法始建大倭、
と記し、露盤銘が発展し元興寺縁起に見るが如き形の説話に至る中間
の形ともいふべき要素を示している。この銘文の成立は恐らく「明年
己巳、四月八日甲辰、畢竟坐於元興寺」と記すのを見れば推古天皇十七年
頃のものと思われる。ここに「擊奉仏像經教法師」と法王帝説に於ける
「仏像經教并僧」と何らかの関連を示す如き品目を示し、尋いで「天皇
詔……修行茲法」とあつて、これ又法王帝説にいう「勅授蘇我稲目大臣

令興隆也」の文と関連あることを示している。

これらの露盤銘、丈六仏光背銘が書紀編纂時既に存在し、而も書紀編
者はこれらに據つて欽明紀の伝来説話を記したことに關しては既に先学
の指摘せられてゐることで今更再び述べる迄もなからうが、或は法王帝
説もその成立に當り、これらの影響を蒙つてゐるのではあるまいか。

以上七年戊午説の諸要素について検討を加えて来たのであるが、要す
るに、伝来年月日の要素として七年の戊午と、十二の数が採られている
こと。聖明王を「百濟国主明王」と表記すること。十三年壬申説には見
られない蘇我稲目が一要素を為すこと。或はこの系統の説話に於いては
少なくとも推古朝の初めに於ては未だその伝来年次は考えられていず、
単に欽明天皇御世の程度に止まること。而して塔露盤銘が発展し、元興
寺縁起の如き形に至つたこと。そして、その中間の形を執るものとして
丈六仏光背銘が存在すること。又、これらの銘文と関連して法王帝説の
説話はその月日を十月十二日と十の要素を執り、或は「勅授……令」と
書紀側の用字法をも示していることよりして、その編纂成立の過程に於
て書紀系の説話とも何らかの関連があるのではあるまいかと思われるこ
と。等であるが、その説話の構成要素は、
「欽明天皇七年戊午……十二月……百濟国主明王……蘇我稲目……」
の如き形をとつてゐるものと考えられる。

(三) 戊午伝来説の変化

三国仏法伝通縁起卷中、華嚴宗条に、「大日本国伝ニ仏法ニ後、諸教漸弘、諸宗亦昌、華嚴宗伝来是久、然華嚴宗古徳記述ニ日本仏法初伝年代一総有ニ三説一、一昔新羅学生大安寺審祥大徳記云、檜隈廬入野宮御宇宣化天皇即位三年歳次戊午十二月十二日從ニ百濟国一仏法伝来、宣化天皇即第廿九代帝王也。二東大寺円超僧都延喜十四年甲戌奉詔撰ニ華嚴宗并因明章疏目錄一、彼序中云、磯城嶋金指宮御宇欽明天皇十三年仏法始伝矣、雖有ニ三説一若依ニ多分一円超所説以為ニ正録一、由ニ此義一故、華嚴學者ニ下一以ニ超録一定ニ法初伝一、宣化天皇戊午年後経ニ十五年一至ニ欽明天皇御宇十三年壬申一彼戊午歳雖ニ仏法伝一事是草創趾基未レ広、不ニ以為レ定、壬申初伝事歴ニ天下一、是故諸家多以為レ定。」として、「宣化天皇即位三年歳次ニ戊午一十二月十二日從ニ百濟国一仏法伝来」とするのはその伝来の干支を戊午とすることといふ、十二月十二日と十二の数をとつてのことといふ、先に検討した七年戊午説の要素と一致していることが先ず知られる。

この審祥大徳記ニ宣化天皇三年戊午伝来説一に關しては既に平子鐸嶺氏は「蓋戊午渡来之説者、奈良朝之古伝、凝然採以校ニ勸国史紀年一、稱為ニ檜隈宣化天皇御宇戊午一而已」としてこの説は審祥大徳記の本来の記事でなく、凝然がこの戊午を宣化天皇三年の戊午に比定したと説いておられる。若しこの記事が審祥大徳記本来のものでないとして論ずれば、凝然は彼自身別に欽明天皇六年乙丑説を説えていることより考えれば、或はこの宣化天皇三年の戊午は凝然以前のものはあるまいか。とすればそれは古徳記者の手に依るものか、或は審祥大徳記に斯く既に記され

ていたものか、とならう。恐らくは、前者の場合であり、古徳記著者に依り戊午の年が宣化天皇三年に比定されたものではあるまいか。即ち、元來審祥大徳記には、七年戊午説の構成要素たる「欽明天皇七年歳次戊午十二月十二日從百濟国仏法伝来」の如き形であつたものを、古徳記の著者は欽明朝に戊午年なしとして、書紀々年に依る宣化天皇の三年をこの戊午に当てたのではなからうか。初め仏教の伝来の時として有力に行われていたのは欽明天皇七年の、それが戊午である處の説話であつて、十三年壬申に伝来の説は左程有力ではなかつたろうと思われ。現存する寧楽期の文献多くは七年戊午の説を伝えていることよりも斯く推測されよう。しかしここに古徳記（この記の編纂時に關しては不明であるが、延喜十四年の円超僧都の序文をひく故にそれ以降あまり経ぬ頃の著述と思われる。何故なら十三年壬申説の盛行時に至るならば戊午説は後退するからであり、兩者を斯く等しく引用するより見て、延喜十四年を左程経ぬ頃とみたい）著者が戊午とする古くからの説と、円超僧都の「欽明天皇十三年仏法始伝矣」の如き十三年説とを等しく相對する異説として採り上げ、而もその戊午を本来のそれではなく宣化天皇の御世のこととして變化して伝えて来たということは、戊午という干支年が如何にその時々當つて解釈せられて来たかを見る時興味あるものと言えよう。ここに再び、かの弘仁十年に於ける最澄・護命の論争を想起しよう。仏教の欽明天皇御世戊午年伝来を主張する護命に、駁するに最澄は「天皇即位元年庚申、御宇正経三十二歳、謹案歳次曆、都無戊午歳、元興縁起取戊午

歳、已乖実録」とし、そこに元年即位庚申、御宇三十二年とは正しく書紀々々に於ける欽明天皇御世であるし、その実録とは書紀を指すのであろう。がこれは飽く迄論争であれば護命の云う欽明天皇御世戊午年伝来のことを弾じさえすればその目的は達せらるべきものであろうから、ここに欽明朝に戊午年無しとする点を主張したものとと思われる。戊午説に對するに十三年の説を以て主張しておらぬのはかかることからであろうか。それが今、古徳記に於て戊午年を以て宣化天皇三年のこととして解しているということは、本来の欽明天皇七年の戊午というのが書紀の紀年の上にて考慮されて来たことを示し、この頃書紀の記載というものが如何に世に流布するに至つたかということと、同時にその紀年というものが一般に行われることになつたと言ふことと関連するであろうが、それにも増して重要と思われるのは七年戊午を伝える南都仏家側説話の後退と見るべき点であろうと思われる。換言すれば、蘇我氏の氏寺として榮え、その後聖徳太子の下に一種の国教的地位を獲得するに至つた仏教に於てその当時の有力な寺院として隆盛を極めたであろう彼の元興寺に依り象徴される処の南都仏教の權威の失墜とも言うべきか。

律令国家体制の政治上の動搖に伴つて、その官寺仏教の位置というものも無関係ではあり得ず、ここに高まり来る南都仏教批判の前にその従前の權威も漸く動搖し、依つてその主張する伝来の説話も運命を俱にするに至つたものと解することは出来まいか。孰れにもあれ、この説の後退という現象は南都仏教に代る最澄・空海の新教団の独立と、その發展

とに非常に緊密な關係にあり、その新教団の確立とともに後退衰亡の一途を辿らざるを得ず、これに反するに、十三年壬申伝来とする書紀の説の新興仏家側への進出發展となるに至るものと思われるのである。

即ち、ここに平安朝初期十世紀の頃においてこの欽明天皇御世に於ける戊午というものは宣化天皇の御世に於ける戊午にと變化したものとと思われるが、この後凝然の頃における宣化天皇三年戊午及び欽明天皇十三年壬申兩説に對する一般の解釈は如何であろう。即ち、「雖有二説、若依三分、円超所説以為正録、由此義故、華嚴學者以下以超録定法初伝、宣化天皇戊午年後經十五年一至欽明天皇御宇十三年壬申一彼戊午歲雖は仏法伝一事是草創趾基未だ、不以為定、壬申初伝事歴天下、是故諸家多以為定」とするに窺われる如く、ここに至つては最早、宣化天皇御世の戊午というものすらそれは「是草創趾基未だ」のこととされており、十三年壬申伝来の説を以て正しとするのであり、ここに凝然の頃に於て世は全く十三年壬申の説を以て仏教初伝と伝えて知るのを知ることが出来るが、唯ここに凝然が彼の著述になる八宗綱要卷上、十七

(昭和新聞國訳大蔵經宗部十)に

欽明天皇御宇第六年乙丑(当梁大同八年)十一月從百濟國聖明王、獻金銅釈迦像一軀及幡蓋、若干經論。

の如く欽明天皇六年乙丑説とでも言われるべき説を述べていることは將來品を金銅釈迦像・幡蓋・經論とすることといひ、百濟國聖明王と表記するよりして書紀の系統のものらしく思われ(但し、ここに言う欽明

天皇六年乙丑が梁の大同八年に当るといふのは誤りであつて、大同八年は欽明天皇三年に相当し、六年は十一年でなければならぬ)れば、或は欽明紀六年条に「秋九月、^{○中}百濟造^ニ丈六仏像[、]製^ニ願文^ニ曰[、]蓋聞、造^ニ丈六仏^ニ功德甚大、今敬造、以^ニ此功德[、]願^ニ天皇獲^ニ勝善之德[、]天皇所^レ用^ニ弥移居国俱蒙^ニ福祐[、]又願^ニ普天之下[、]一切衆生皆蒙^ニ解脱[、]故造之矣。」として天皇の御為に百濟国王が丈六の仏像を造つたという記事のあることと、或はその年の十一月に、三月百濟に遣された膳臣巴提便が帰朝したというが如き所伝と併せ考へるべきものであろうか。

(四) 原説話の想定

既に述べた如く、欽明天皇十三年壬申伝来説に於ける構成要素は、「欽明天皇十三年…壬申…十月(十三日辛酉)…百濟国聖明王…釈迦仏金銅像、經論、幡蓋…」の如くであり、これを推古天皇四年十一月頃の製作と思はれる露盤銘文の伝来に関する説話の「斯掃斯麻宮治天下阿末久爾意斯波羅岐比爾爾波弥己等…伊那米大臣…百濟国正明王…(上啓云)…」の如く、この説話において溯り得る最古の説話要素—欽明天皇御世・蘇我稲目・聖明王—と比する時、十三年壬申説系の要素はその伝来年月日に関する部分、蘇我稲目に関する部分を除いては露盤銘と共通の要素を採つてゐる。十三年壬申説は日本書紀系説話とも換言せらるべきものであれば、今書紀の説話を見るに、その構成要素は、

(欽明天皇十三年壬申)冬十月…百濟聖明王^{更名}…^(後考)西部姫氏達率怒

喇斯致契等…^(釋來也)釈迦仏金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷…(上表文)…(蘇我・物部・中臣氏の論争)「天皇曰、宜付情願人、稲目宿禰試令礼拜」に終る…排仏(第一回)「於是、天無風雲、忽災大敷」に終る…

の如くであつて、普通一般に、伝来に伴う蘇我、物部氏等の間における崇仏排仏の論争と言われ、又敏達紀十四年条の(西田博士に従えば、この年の排仏は敏達天皇十三年のことであるべきと改められねばなるまいが)排仏の記載と俱に破仏崇仏の説話として既に先学により検討されて来た処のものである。即ち、山田文昭氏「日本仏教史之研究」、津田博士前掲「日本古典の研究」等、原田敏明氏「仏教伝来に関する説話とその背景」(日本宗教交渉史論所収)、田村円超氏「仏教伝来考」(仏教史学第二号)、林屋辰三郎氏「継体・欽明朝内乱の史的分析」(古代国家の解体所収)、西田博士前掲「日本宗教思想史の研究所収日本仏教のはじめ」等に於いて論ぜられてゐるも、その排仏の回数に就いては必ずしも一致せず、その多くは、蘇我・物部氏等の争いが類型的に繰り返される元興寺縁起、書紀等の記載についてその史的事実を疑を持ち、法王帝説に「庚寅年、焼滅仏殿仏像、流却於難波堀江」と記すを以て、庚寅年即ち欽明天皇三十一年(稲目薨去の年に当る)に唯一回行われたとする⁽¹⁶⁾中に西田博士の如く、元興寺縁起に記す処の排仏の記事は恐らく全て史的事実と解すべきであらう、としてこれを二度のことと解されるもあり、或は、崇仏排仏の論争は行われなかつたらうとされる林屋氏の如き見解

もあるが、今はこれに触れず論をすすめたい。この崇仏排仏の論争こそ、実は露盤銘における稲目の要素の書紀に於て発展変形せる姿であると思われる。仏教初伝における稲目の要素は斯く露盤銘に窺われるこの説話の最古の三要素の一として既に推古朝に於て語られ、それが書紀編纂時において編者の手に依り斯くの如くに発展変化せしめられたものと解することは出来まいか。若し井上薫氏の如く欽明紀或は敏達紀等の仏教伝来に関する記載の筆者が道慈律師であつたとしても、彼は恐らく書紀編纂の頃存在していた寺院—元興寺の古縁起—の側の原史料を根幹として、そこに稲目の要素が存在し、同時に現実に蘇我氏によつて興隆せられて来た仏教の姿を見ることに依り、ここに、仏法信奉者として伝来時に唯一の人であつた稲目と、それに対立する仏法排斥の物部氏等の存在を想定し、ここにこの様な説話を画き出したものではあるまいか。尤もその節、儒教に対立する仏教のより優位を主張せんとするあまりにかかる造作を為し、排仏の結果は常に「於是、天無風雲、忽災大殿」の如くに災異的現象が起きて結局は崇仏に落着くという類型的方法を採用してはいるが、これらの記載に関しての根源は実に露盤銘に窺われる処の比較的初期の説話の時期から既に附加伝承されていた初伝に於ける蘇我稲目というものの要素がここに結果したものである。だがこの露盤銘の頃の初期に於ては窺われぬ他の伝来年月、使者名、将来品目、或は上表文等に関する要素は書紀編纂の際に新に編者の手に依り附加考慮せられたものと考えられる。(但し、年月に関しては、十三年

とする古くからの伝えがあり、それに拠つたものと思われるも、その十月とするは、この編纂時に新に附加されたものと考えられる)。

既述せる如く聖明王の上表文が金光明最勝王経の改補綴に依るものであることは周知の如くであるが、又、その使者「西部姫氏達率怒喇斯致契」の表記に於てもその達率は百濟十六官等の上より第二階で一に大率とも呼ばれるものであり、「当時百濟には上前中下後の五部を以て部名としていたが、それより後の西部なる部名を用いているのは疑わしく姫氏は達率なる官名の下にあるべきでそれが顛倒しているのは常例でなく、怒喇斯致契の名に至つては古風に失する嫌いがあり、當時斯の如き名が通用していたかどうか疑わしい」とされる橋川正博士の所説あり、⁽¹⁶⁾これに対して西田博士は「書紀の編者がこのやうな固有名詞までも造作したといふことは、先ず考へられないやうである。」(前掲書、四)とされるも、西部(西方)の如き百濟の地方行政区画の制度が出来たのは聖王十六年以降のことであり(池内宏博士「高句麗の五族」及び五部(東洋学報十六、二)、而も、継体・欽明朝等の書紀の百濟関係の古記録に依つたらしいと思われる記載に於ては全て上前中下後の五部の制度を採つてゐるのを見れば、この使者名のみが西部と後世の部名を用いてここにひとり記されているのは、この将来者、或はそれに伴う献上品等が、書紀編者の手に依つて結構せられたものであることを示すことに外ならないと思われる。ましてや、その将来品たる「釈迦仏金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干」とする表記に至つては「若干」と抽象的表記がとられており、(抽象的表記であればこ

そ、原史料のままに記したかとも思われるが、この文の前後多くは編者の手に依る結構なればこれもそれらと同様に解して差支えあるまい。史的事実として甚だ疑わしいものと思われる。或は又、上表文中の「我法東流」は大般若経の文より。物部・中臣等の奏言の「我国家之王天下」者恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜為事、方今改拜一番神、恐致国神之怒、及び「宣付情願人、稻目宿禰試令礼拜」の天皇の勅語また共に梁高僧伝よりの変改であろう、⁽¹⁷⁾ともすれば、書紀の説話においては、露盤銘の三要素を根幹として、十三年とする伝承の上に立ちて、その銘文の「欽明天皇御世」とするのを「欽明天皇十三年」のことと定め、新たに十月とその月を考慮し、尋いで、前述の如き諸要素を結構したのであるうと思われ、これを要するに、日本書紀の伝來說話は、露盤銘の要素の上にそれを一大発展せしめたるもの、と解することが出来よう。但し、その場合、露盤銘の三要素から現在見るが如き欽明紀の説話に直接発展したものと思われぬ。伝来の説話が、初め書紀に於ては十三年冬十月とされており、十三年が壬申に相当する処よりその後、十三年壬申十月の比較的初期の(伝本伝来)形(記等の頃)の年月が伝えられ、遂には十三日の日が生じ(善光寺縁起)、更には十三年壬申十月十三日辛酉に迄変化(扶桑略記等)発展して伝承されたことは既に述べたが、斯く考えると、同様に、書紀に云う十三年十月とする以前の段階の説話の存在ということも推測せられて来る。ここにおいて採り上げられるのが、既述せる孝徳天皇大化元年の所謂弘法興隆の詔の欽明紀に関する部分の記載である。即

ちそこには「於磯城嶋宮御宇天皇十三年中、百濟明王奉伝仏法於我大倭、是時、羣臣俱不欲伝、而蘇我稻目宿禰独信其法」と記されている。

この詔に於ては伝来は十三年中として「中」の文字を附して語られている。或はこれを以て、欽明紀伝來說話の引用要約であろうかとも思われようが、態々「中」の文字を附していることを見れば、よりそれだけ真実を語っているかと考えることが出来よう。又「百濟明王奉伝仏法於我大倭」として、単に仏法とすること。或は「羣臣俱不欲伝、而蘇我稻目宿禰独信其法」としているのは、稻目の要素が露盤銘より少しく発展し語られており、崇仏・排仏の論争の原初の形はここに記される程度のものであつたのであらうと思われる。

既に二葉憲香氏は、欽明紀の伝来に関する記事より後世の潤色と目される部分を除去すると後に残るのは大化元年のこの詔の如き形である。として、この詔が書紀潤文以前のものであるとしてその信憑性につき論ぜられて⁽¹⁸⁾いるが、はからずもここに説話における伝来年次の要素に関するその検討を通じて同一の点に到達した訳である。恐らくは、推古朝に於ては単に「欽明天皇の御世」であつて、その年次は考慮されていず、ここ孝徳天皇大化元年の頃に於て初めて伝来は十三年中のこととされる。が、それは「中」と表記されているのであつて、その年の何の月と迄は至つていない。これをうけた書紀編者はそれを「冬十月」の条に記載するに至つたのであらうが、その折、十月とするに關しての何らかの抛り処でも存したのであらうか。

これに依つて、書紀以前の説話を示唆するものとして大化元年のこの
仏法興隆詔に窺われる要素を以て、「日本書紀系原説話」十三年壬申説
系原説話」と名付け、その構成要素は

「磯城嶋御宇天皇…十三年中…百濟明王…伝仏法…蘇我稲目宿禰…信
其法…」

の如くに表記されているものと推測したい。

思うに、大化元年のこの詔は、書紀の欽明・敏達・推古朝等に於ける
仏教伝来に関する記載のその抛り処となつた原史料を示唆しているの
はないかと思われる。即ち書紀の編者（それが道慈であるかどうかは別
として）は書紀以前における朝廷の記録として残されていた斯くの如く
仏法興隆詔に示される欽明・敏達・推古朝に於ける崇仏の事蹟という、
この様な史料をその記載の基礎とし、又その詳細な部分に於ては且一方
に存在し、より詳しく伝えられていた仏家側史料を引用附加することに
より欽明・敏達・推古等の各天皇の御世における仏教伝来に関する記載
を記していつたのではあるまいか。

只、この詔においても、稲目の崇仏と馬子の崇仏とが極めて類型的に
記されていることは、既述せる如くそれは推古朝における馬子の崇仏の
反映として欽明朝の稲目の崇仏は見るべきであらうと思われることと関
係し、この詔に於ける「於詔語田宮御宇天皇之世、蘇我馬子宿禰追遵考
父之風云々」の記載と相俟つてそれは考えられるべきであらう。

戊午伝来説系の構成要素は既に述べた如く、

「欽明天皇七年戊午…十二(月)…百濟国主明王…蘇我稲目…」の如
き表記をとるものであり、十三年説の場合と同様、これを説話最古形の
露盤銘要素と比する時、異なるのは「七年戊午」という伝来の年と、その
月日要素のみである。この系統の説話に於て最も発展した形は元興寺縁
起に見られるも、この縁起は成立の過程に於て、その根幹に露盤銘の要
素を採り、それに伝来年月及び「太子像并灌仏之器一具云々」とするこ
の寺所蔵の灌仏器起源の爲の文を加え、更に露盤銘に云う「万法之中仏
法最上也」は「当聞仏法既是世間無上之法、其国亦応修行也」として書
紀の記載とも関連あるかの如くに思われれば、或は書紀とその原史料を
共通にするものであらうか、又は原書紀とでも言われるべき、現在の書紀
成立以前の、いわば稿本の段階のものであつた書紀をでも参照して記さ
れたのであらうか。

推古天皇十七年四月八日に造られたと推測される丈六仏の光背銘は露
盤の要素を發展せしめたものであらうが、或はその中に「仏法既是世間
無上之法云々」とする記載のあることを見ると、この銘文も原書紀とで
も言われるべきものとも何らかの関係があるかとも思われ、その記載は露
盤銘と縁起の中間の形を示すものと言つてよい。即ち、「(欽明天皇)…
百濟明王…(上啓)…奉仏像經教法師…詔巷哥名伊奈米大臣…」の如き
構成要素を採るものと思われる。

ここに「仏像經教法師」と漠然と表記して露盤銘に無き要素を附して
いるが、この表記を採つている法王帝説の「仏像經教并僧」と、簡略集

の「佛像経教」の戊午説系のそれと比する時何らかの関連があるのではあるまいか。今、法王帝説に十月十二日と伝え、十月とする十三年説の月をとつていることと、蘇我の崇仏を語るに、いわば蘇我氏の側の文献とも思われるこの書に於て「勅・授・蘇我稻目宿禰大臣、令・興隆」として「勅授」・「令」の用字法を採用していることは如何であろう。十月とする月の要素はこの系統の文献に於ては見られず、又この書紀側の用字をとつていることといい、この書の成立過程に於て少くも、この伝来に関する説話の部分の記載に關しては何らかの書紀系の要素の影響を蒙つてゐるのではあるまいかと思われる。ここに臆測を逞しうするならば、法王帝説の説話の成立以前に於て単に「欽明天皇御世戊午年伝来」とでもする程度のものが存在しており、これに法王帝説が十三年説の月の要素と、戊午説の日の要素とを夫々採りて、ここに十月十二日とする形を生ぜしめたものでもあらうか。若し斯く考えたとすれば、ここに法王帝説の説話以前の説話の存在が想定せられて来る。依つてそれを「七年戊午伝来説系原説話」とでも名付け、それは現存する戊午説系文献相互の説話が夫々大同にして小異の關係に位置することよりして、これらの各説話に共通する要素―これら各説話の最大公約的要素とでも言われようか―を持つものであると思われ、元興寺縁起と露盤銘の中間の形を示すと思われる丈六仏光背銘の要素が、或はその原説話の要素を示唆するものではないかと思われ、それは

「欽明天皇（戊午歳）…百済国主明王…佛像経教…蘇我稻目…」

の如き構成要素を採つてゐるのではあるまいかと推測される。

(五) 説話検討の結論

初め、伝来説話の要素としては単にそれが欽明天皇の御世であり、百済国王の聖明王或は蘇我稻目というものと関連して伝承されていた程度であつた推古朝初期の説話を今元興寺塔露盤銘に窺うことが出来るのであるが、それに伝来年月の要素の加わるのは管見の限りでは大化元年の仏法興隆詔に於てであり、それは「十三年壬申伝来説原説話」の段階を示すものであることを述べた。そこに於ては単に伝来は「十三年中」のこととされ漠然とにせよその年が伝承されていることを見ると仏教伝来の年を欽明天皇十三年という紀年の上に伝承することが既に試みられていたことを示すものと思われる。而してそれは日本書紀編纂時に至りそれが欽明天皇十三年に配されたことより、そこに壬申の干支が新たな要素として附加され同時に又それが「冬十月」条に掲げられたことよりその後の伝来説話の年次は十三年壬申冬十月と変化し、遂には、それに十三日辛酉と数字・干支が加わつて最も完成した形を示すことになると思われる。一方これに対して、又初期の三要素とも言われるべきこの露盤銘の要素は丈六仏光背銘を経て、欽明天皇七年戊午伝来の説にも変化する。而してこの戊午伝来を伝える説は元興寺の丈六仏光背銘（戊午伝来説系原説話の段階である）あたりより発展したものとも考えられ、それは後この寺の発展と俱に盛行したものと思われ、寧楽期の古伝みな戊午

説を執ることよりもそれを窺うことが出来よう。

最初欽明天皇七年の戊午として伝えられていた「戊午」の干支はやがて平安朝初期十世紀の頃にはそれは書紀々年の上に於る戊午として、即ち宣化天皇三年の戊午という形に変化して解せられて来るが未だ戊午年伝来のこと自体を排する迄には至っていないが、尋いで凝然の頃に至るや、戊午年伝来の説は全く消滅し、十三年壬申伝来の説を以て仏教初伝の年とするに至つてゐることを知ることが出来、その戊午伝来の説の後退消滅といふことはまた南都仏教の衰退といふことと密接な関係にあるものと思われる。戊午とする干支年のその変化は以上の如くであるが、説話要素の变化発展のその構成を見る時、説話の最古の三要素たる露盤銘の、

④ 「斯婦斯麻宮治天下阿末久爾意斯波羅岐比里爾波弥己等……伊那米大
臣……百濟国正明王……（上啓云）……」
より、

⑤ 「磯城嶋御宇天皇……十三年中……百濟明王……（伝仏法）……蘇我稲
目宿禰（信其法）……」
とする「日本書紀系」十三年壬申説系原説話」と、

⑥ 「欽明天皇（戊午歳）……百濟国主明王……仏像経教……蘇我稲目……」

の如き「七年戊午伝来説系原説話」を生じ、これらより、

⑦ 「欽明天皇十三年……壬申……十月（十三日辛酉）……百濟国聖明王……釈迦

仏金銅像、経論、幡蓋……」

の如き形をとる十三年壬申伝来説と、

⑧ 「欽明天皇七年戊午……十二（月）……百濟国主明王……蘇我稲目……」
の如き七年戊午伝来説が発生し、その構成要素が变化発展して来たことが判明した。

斯くの如く、伝来の説話は次第に新要素が附加され発展して来たものと思われるも、その伝来年次に關する要素に於て、欽明天皇御世と漠然と説話されていたのに、日本書紀編纂事業に伴うその紀年の結構と俱に、伝来を欽明天皇の何の年に比定するか、の問題が生じ、或は欽明天皇十三年とする数字紀年を採り、或は戊午とする干支紀年を採るより、相異なる説を後に伝えることとなつたが、それは兩者俱に唯一回の欽明天皇御世に於る仏教の初伝といふものを正しく伝えているものであると思われればここに欽明天皇御世に於る十三年と七年との伝来といふもの同一時期の欽明天皇の御世に於る戊午の干支をめぐる七年と十三年の年のことと解さず、戊午が十三年に相当する欽明天皇御世といふものと、戊午が七年に相当する処の欽明天皇御世といふ二つの紀年の上に於て伝来の問題を考へてみたいと思ふ。

〔註〕

（1） 福山博士前掲「飛鳥寺の創立に關する研究」七九頁参照。

（2） 略記の編者に就いては本朝書籍目録に「阿闍梨皇円抄」とあるよりして、皇円の編纂かとも考えられるが、尚これには問題があると思われる（註3、平田氏論文四頁参照）。

- (3) 平田俊春氏「扶桑略記の研究」(立正大学『文学部論叢第五号』所収)。
- (4) 顯戒論卷上(大正新修国訳大藏經、宗典部)。
- (5) 伴信友全集三卷所収。
- (6) 元興寺縁起の成立に関しては福山博士前掲「飛鳥寺の創立に関する研究」、「豊浦寺の創立に関する研究」の二論文あり。
- (7) 元興寺の古縁起に関しては福山博士前掲論文(註6参照)、家永博士前掲「上宮聖徳法王帝説の研究」総論篇六四頁参照。
- (8) 津田博士「日本古典の研究」下、九七一―八頁。
- (9) 関晃氏「帰化人」(日本歴史新書)、井上光貞氏「王仁の後裔氏族と其仏教」(史学雑誌五四ノ九)等参照。
- (10) 竜谷大学論集三五〇号「古代国家と仏教との結合―大化元年の仏法興隆の詔の批判をめぐって―」一〇六頁。
- (11) 露盤銘に関しては福山博士前掲論文(註6参照)、西田長男博士「飛鳥寺縁起について」(日本宗教思想史の研究所収)の所説あり。
- (12) 福山(註6参照)・西田(註11参照)両博士前掲書。
- (13) 伝通縁起のこの文とは、同文のものが聖賢抄(仏教全)二帖ノ内下にある。但し「日本仏法初伝有二説」華嚴宗古徳述記云、日本仏法初伝年代有二説と始る。
- (14) 平子鐸嶺氏「補校上宮聖徳法王帝説証注」一三三―一四頁。
- (15) 山田・津田・原田・田村の諸氏、更に井上薫氏前掲論文(三頁)に於ても触れられる処あり。
- (16) 橋川博士「綜合日本仏教史」八頁。
- (17) 井上氏前掲「日本書紀仏教伝来記載考」、二二―三四頁。
- (18) 二葉氏前掲(註16参照)論文。

二、欽明天皇御世伝来の問題

(一) 戊午が欽明天皇十三年に相当する紀年

推古天皇四年頃の成立と思われる元興寺塔露盤銘及び同十七年頃の丈六仏光背銘文の説話においては伝来に関する年月の要素は見出されない。とすれば恐らくは、この推古朝の初期においてはその仏教初伝の時は単に「欽明天皇御世」のこととして伝えられていたにすぎず、それをその天皇の御宇の第何年とか何の干支年の時とかとする伝承は行われていなかったものと思われる。若し、天皇の御世に関して、その元年は何の歳、崩年は何の歳とかと決められているとすれば恐らくは、その御世の中の何年の仏教伝来、と伝承されているかとも思われるからである。依つてここにその伝来年月の記されていないことはこの頃、少くも欽明天皇の御世に関してはその位置が未だ明確に暦年の上で考慮されていなかったものと思われよう。

日本書紀卷二十二、推古天皇二十八年条に是歳のこととして「^{〔聖徳太子〕}皇太子、島大臣共議之録^{〔天皇記〕}、及国記、臣連伴造国造百八十部、并公民等本記」と記すを以て、書紀編纂の以前に於て既に存在し伝承されていた帝紀或は旧辭の類を更に再び編修改正し、帝紀は天皇記として、旧辭は国記、臣連等の本記として整理され敷衍せられて、それはその後の天武朝に於る書紀撰修事業の前段階として推古朝に於る国家意識の発展等に伴つて録せられたものではあるまいかとする坂本博士の如くに考えるとここにおける天皇紀は従来帝紀を如何なる点で改めたかとなる。而してこの点に関しては坂本博士は「この問題は難しいが、一つだけ考えられることは、天皇紀は年紀によつて排列せられたのではないか、というこ

とである」と述べられて居られる。推古天皇四年或は十七年頃においては未だ明確に位置づけられていなかった御歴代の位置というものも、この頃に至れば一連の干支紀年の上にある程度は考慮されていたろうと思われる。而して、この推古朝より孝徳朝に至る間の急速な紀年に関する問題の発展についてその原因を考える時は、欽明紀十四年の百濟よりの曆博士の交代進上の記載、或は推古天皇十年冬十月に於ける百濟僧觀勒の来朝とか、学生三・四人を觀勒に付けて学習せしめたこと等のことから察せられる様に、この頃曆に関する知識が高まつていたと思われることと、この推古天皇二十八年に於る天皇記等編修の事業のことなどが考えられよう。それ故に、この廿八年の国史編修においてそれが年紀に依つて排列せられていたものと考えられることは左程困難なことではないが、それにしてもそれが果してどの程度のものであつたかは不明である。がその後、大化元年の所謂仏法興隆の詔における説話において、その伝来を欽明天皇の十三年中として伝えていられるのを見れば少くも欽明天皇の御世というものが、一連の干支のある位置に定められ考慮されてきたものと考えられることは許されると思う。依つて天武天皇十年の時に於る国史編纂（恐らくは、ここに日本書紀編纂の事業がそれ以前の長い準備設定の期間を終り、正式に天皇の大極殿に出御して川嶋皇子以下十一名に「令記帝紀及上古諸事」こととなつたのであろうが）の事業においては、それ以前試みられており、ある程度整理順序づけられていたであろう御歴代の曆年上の位置というものの上に立つて、恐らくは書紀

紀年の初期の形のものは既に行われたと考えられ、それが更に少くも二度の紀年の変更の後、最後に養老四年の書紀々年の確定にと至つたのではあるまいか。而してこの書紀々年における伝来は欽明天皇十三年のこととされ、その天皇の元年太歳は庚申である故、十三年は壬申となり、ここに新たに壬申の干支と、その月十月の要素とが加わることになつたことは既に述べた。然るに伝来を、単に欽明天皇の戊午年伝来とする（七年戊午伝來說系原説話）伝承もあり、それは法王帝説に単に「志癸嶋天皇御世、戊午年十月十二日」伝来と記し、その戊午が欽明天皇御世であると伝えていられるよりすれば、若しこのままに、唯一回起的な仏教の初伝を欽明天皇御世における戊午年と伝え、一方にはそれをその天皇の十三年として伝えていられるのを同時に解するならそれは、欽明天皇の御世に於る干支紀年では戊午であり、数字紀年では十三年の時の伝来と考えられるより方法がない。依つて、ここに、十三年が戊午である欽明天皇の御世というものの存在も推定せられて来よう。十三年が戊午であればその元年は丙午であろうし、それは書紀の紀年においては継体天皇廿年丙午（五二六）に相当する。

ここにおいて想起せられるのが笠井倭人氏に依り試みられた書紀の紀年に対する新研究である。⁽²⁾即ち氏は書紀の記載において御歴代中に空白年次或は無年紀の部分が極めて多いことに着目され、それは紀年延長の結果生じたものではないか、として、これを除去した後の紀年に依り延長以前の紀年を復元することが出来るのではないか、とされたのである

が、この方法に據る時、紀年延長以前の紀年―氏の原書紀―は古事記註干支とその治世年数に於て極めて密接な関係にあることが判る。思うにこの記註干支はその崩年が今見る如き御歴代の天皇と結び付けられたのは何時のことか別としてもその干支の年に崩じたたとされる天皇に關しての傳承にはかなりの抛り処が存したのではあるまいかと思う。或は元來は推古天皇以前における歴代中の崩年干支として十五代のものが残存しており、それがその後、書紀の以前の紀年―原書紀々年―に於る歴代の順序の記載等を参考として、その天皇の崩年として今見る如くに記されたのではないかとも思われようが、それにしても何の天皇の崩年として註記せられている処に問題が存しよう。

この原書紀の紀年と密接な関係にある記註干支に據れば継体天皇の崩年は丁未(五二七)であり、それは戊午を欽明天皇十三年とする紀年によれば、同天皇の元年丙午の翌年となる。既に、丁未年崩御の天皇に継体天皇を比定する試みは平子鐸嶺氏(「継体天皇以下三皇」)、吉田東伍博士(「日韓古史断」)等に依り試みられ、平子氏は継体紀本文批判よりその錯簡を弁じ、対半島関係記事を検討して、その紀年の延長を指摘し、十年条より廿一年条に至る記事の錯簡よりこの間の年次は除くべしとされ、又廿三年条に云う「加羅王娶新羅王女云々」と三国史記新羅本紀法興王九年(壬寅)条の「加耶国王遣使請婚云々」を對比して正しきものとし、或は廿二年の註記より都を磐余玉穗宮に遷された時を七年とし、十七年条の百濟武寧王の薨去は三国史記の薨去の年癸卯と一致する。等のことより推論

し、加えるに古事記註干支の丁未と、書紀継体二十五年条の「春二月、天皇病甚、丁未、天皇崩于磐余玉穗宮」の丁未を年の干支と解して、継体天皇崩年を丁未、御宇を十二年と解し、吉田博士の説また丁未を崩年とし、その御宇は書紀の云う程長くなく十年に満たぬだろうとて、仮に十年とし、元年を戊戌としたのであつた。この平子説に対し、丁未に比定した継体天皇崩御の事は書紀の記載を余りにも無雜作に変更せると、書紀の記載はそのまゝに認め、継体崩年を辛亥とし、一方欽明天皇御世戊午と記す法王帝説はまた「志埴嶋天皇治天下四、十一年」とし、而もその崩御は辛卯年と記す故、その元年は壬子であり戊午は正しく七年に当るとし、且又、書紀のままに継体天皇の御世を承けた安閑天皇御宇を甲寅元年、崩年乙卯とし、尋いで丙辰元年にして、巳未崩御の宣化天皇の御宇同時にましまし、兩帝併立されたとする喜田博士(「継体天皇以下三皇皇位繼承疑問」)の反論も存するが、思うに丁未崩御の継体天皇の御宇は、平子説とは別の根拠よりして十二年ではあるまいかと推測する。即ち、それは書紀自体の記載の中に窺われるものであり、恐らくは原書紀々年延長の際における書紀編者の不手際がここに現われているのではないかと思われるが、継体紀二十年条に「二十年秋九月丁酉朔己酉、遷都磐余玉穗、七年也」として一本の説を註記していることである。今、書紀の継体天皇崩年は天皇二十五年のことであるから、磐余玉穗宮への遷都の事は天皇の崩御に先立つに足掛け六年前に行われたこととなる。そこで遷都が崩御の六年前に行われたという前提に立つて七年遷都と伝える一

本の説に従えば、その御宇は十二年でなければならぬ。「一本云」とする註記だけにそれは書紀編纂時の異伝として信じてよからう。恐らくこの一本とは書紀の稿本の一つであつたのではあるまいか。それにおいては正しく七年遷都で、十二年崩御の紀年が採られており、書紀の編者は延長した紀年においても、その遷都が崩御の六年前に行われたことを忠実に採用し、而して一方には七年の遷都のことも註して参考に附したのである。依つて丁未歳の崩御にしてその御宇十二年であれば元年は丙申（五一六）であらねばならない。ここに御宇十二年にしてその崩年は丁未である継体天皇の御世を承けた次帝欽明天皇は、継体天皇の崩御に先立つて天下を治しめしておられることになる。ここに書紀々年のままには解することの出来ぬ問題が生じたのであるが、若し、その書紀稿本の一とも考えられる原書紀の紀年における継体・欽明朝の御宇が斯くの如きものであるとすれば、その紀年延長の過程において書紀の編者はいかにこの継体天皇崩御の前一年に於る欽明天皇の即位ということを処理したのであろうか。

安閑天皇即位前紀条には「二十五年春二月辛丑朔丁未、男大迹天皇立大兄為天皇、即日男大迹天皇崩」として、古くより先帝禪讓の先例として論ぜられているこの記載に依れば、継体天皇はその崩御に先立ちて次帝を立て即日崩御あらせられた、といかにも疑えば疑う余地ある記載のしかたでもある。臆測を逞しくすれば、この讓位即日崩御のことは恐らくは書紀編纂の頃において考慮されたのではあるまいか。而して、そ

れ以前に存在し、書紀編者に伝えられた伝承は継体天皇の崩御に先立ちて次帝の即位ということが行われていたという程度のことであつたかも知れず、それを書紀編者は讓位当日先帝崩御という形にまとめたのかも知れず、或は書紀の稿本には明らかに丙午即位の欽明天皇とその翌年崩御の継体天皇の御世というものが記されていたものを、書紀の編者はその紀年設定の何らかの都合上、今窺われる如き先帝崩御、同時にそれに先立つ次帝の即位という形に書き改めたのかも知れない。表aはその欽明天皇の御世の第十三年が戊午に相当する場合の同天皇の御宇の推定年表であり、便宜上書紀の紀年をも併記したものである。

この年表においては欽明天皇十三年戊午は仏教初伝の時であり、廿九年甲戌とは後述する敏達天皇立太子の年であると思われる。この戊午が欽明天皇十三年に相当する同天皇の御世——これを「初期欽明紀年」と呼びたい——に於ては、この天皇の御宇は何年のこととして考えられ伝えられていたか不明であるが、若し書紀に云う如く欽明天皇の御宇が三十二年であつたとすると、その元年は丙午で、崩年は丁丑のこととなる。或は法王帝説に云う如く欽明天皇の御宇を四十一年とすれば（たゞし、法王帝説はその崩年を辛卯のこととしており、この御宇四十一年ということも、辛卯崩御ということとを別個に切り離して考えることは無理かも知れぬが）、その崩年は丙戌（五六六）のこととなる。即ち、書紀の紀年はその元年が丙午であり、崩年が丙戌である紀年を改訂するに際して、欽明天皇の御宇を六年程ずらせているのではなからうか。こゝに

(表 a)

西 曆	干 支	十 三 年 欽 明	午 年 紀 元	書 紀 紀 年
514	甲 午			(繼体元丁亥)
515	乙 未			
516	丙 申			
517	丁 酉			
518	戊 戌			
519	己 亥			
520	庚 子			
521	辛 丑			
522	壬 寅			
523	癸 卯			
524	甲 辰			
525	乙 巳			
526	丙 午			
527	丁 未			
528	戊 申			
529	己 酉			
530	庚 戌			
531	辛 亥			
532	壬 子			
533	癸 丑			
534	甲 寅			
535	乙 卯			
536	丙 辰			
537	丁 巳			
538	戊 午			
539	己 未			
540	庚 申			
...	...			
552	壬 申			
553	癸 酉			
554	甲 戌			
555	乙 亥			
556	丙 子			
557	丁 丑			
558	戊 寅			
...	...			
566	丙 戌			
...	...			
571	辛 卯			
572	壬 辰			
573	癸 巳			
...	...			

喜田博士(前掲論文)の説、或はそれをうけた林屋辰三郎氏の所説が想起される。即ち両氏の如く繼体天皇の直後を承けたのは欽明天皇であり、且一方にはその欽明天皇の治世を認めず、安閑・宣化両天皇を立てこゝに両帝同時に天位にましまし、後己未に至りて宣化天皇崩御の後漸く欽明天皇一本の御世となつたとされる説を全面的にうけいれることは出来ぬとしても、少くも繼体天皇の直後を継承した欽明天皇の御宇に含まれる干支紀年の中に、安閑天皇或は宣化天皇治天下の事実を認めた紀年があり、そこに安閑・宣化両天皇の治世の合計六年(書紀によれば両天皇の

治世の合計は空位二年を除くと六年である)というものを挿入したが為に、本来のその「初期欽明紀年」を六年延長せざるを得なくなつたと考えられぬであろうか。

かく考えれば、ここに「丙戌」崩御の欽明天皇御宇というものも興味あるものと言えようが、卒直に言つてその崩年の丁丑説、丙戌説のうち孰れを執るか今は定めることが出来ない。唯、欽明天皇以後敏達天皇(それ以後用明天皇治世とも関係しようが)に至る間の書紀々年において、その天皇の崩年が記註干支と一致する等のことを以て、直にはば確

実な紀年であろう、などと断ずるとすればそれは早急な論であるということも考えられよう。

先に継体天皇七年条に於る本文と註記との関係から、継体天皇御宇を十二年と推定したのであるが、書紀はこの様な紀年延長の際の不手際を他の面でも示している。即ち既に早く原博士が指摘され、博士の欽明天皇戊子を十三年とするその紀年における仏教伝来の説の基礎ともなり、また欽明天皇御宇を十八年とする根拠となつた敏達天皇立太子の年についてである。⁽⁴⁾即ち欽明紀十五年に「十五年春正月戊子朔甲午、立_三皇子淳中倉太珠敷尊_二為_三皇太子_一とあり、而も敏達紀には其の即位前紀に「淳中倉太珠敷天皇、天國排開広庭天皇第二子也……二十九_(欽明)年立_三皇太子_一、三十二年四月、天國排開広庭天皇崩」として、同一の出来事が十四年を隔てて二度起こつたことになつて居るが、此の如きことのあるべき理由がない、とて、「予は数字に於ては十五の方を採るが、二十九の方も一種の暗示を与えるもので、史料としては中々貴重なものだと思ふ、予は全く之を棄て去り度くはない」として、「更に書紀は欽明の在位を三十二年として居るから、立太子を其二十九年と記したのは、崩御から足掛け四年前と見るがよい。而して立太子を十五年として、それから足掛け四年あとの欽明十八年を以て其崩御の年とすれば」として欽明天皇の御宇を十八年と考え、敏達天皇の御世をその即位元年を癸巳とし、御宇を十四年とすることと関連して、欽明天皇の崩御は癸巳とされるべき故、その癸巳から逆算十八年の丙子を以て欽明天皇の元年とし、その

元年より十三年目即ち戊子が仏教伝来の年になるとして、欽明十三年の仏教は伝来と深い関連があり、敏達紀十三年条の「仏法之初自茲而作」はここに入るべきが誤つて敏達紀に分け載せられたものであり、又戊年の干支は戊子の誤りであると断ぜられている。斯様に博士に於てはその敏達天皇立太子のことは欽明天皇在位の年数を定める根拠となつたのであるが、同様の算出方法に依り、廿九年立太子とすることは崩御の年より足かけ四年前にそれが行われたことを示すものと解し、このことから欽明紀十五年甲戌条に立太子と記されていることは、初期欽明紀年ではそれは正しく廿九年甲戌に相当したものが、変更された後の最後の紀年（書紀の紀年であるが）ではその干支「甲戌」をとつて、その紀年ではそれが十五年に当ることより、ここに十五年甲戌の立太子のこととなつたのではあるまいか。或は本来の敏達天皇の立太子に関する記録は単に「甲戌年、立太子」の程度のものでなかつたかとも思われよう。故にこの甲戌より足掛け四年後の丁丑（書紀々年では欽明天皇十八年に相当）がその崩年であるかとも考えられると、書紀が欽明天皇の御宇を卅二年とするのは、丁丑崩御であるべき欽明天皇の崩年を十四年後の辛卯年の崩御とそれを係けながら、その御宇を十四年延長することをせず、三十二年とその御宇を記しているのはその三十二という数字には又相当の抛り処が存したものと見てよからう。丁丑崩御にしてその御宇が三十二年であれば、その元年は丙午であり、それは初期欽明紀年のそれである。斯く考えると十三年戊午の年における仏教の伝来のことは、敏達天皇

の立太子が甲戌の年に係け記載されていることと密接不可分の関係にあるものと思われ、丙午年より十四年後の庚申を以て書紀が欽明天皇元年としていることは、この継体天皇以後四皇紀に於て、十四年の移動が初期欽明紀年より今見る書紀の紀年制定に至る迄に問題となつていたものと思われ、又それは安閑・宣化兩天皇の御宇がいかに考慮され、問題とされて来たかに関連するのではあるまいか。

(二) 戊午が欽明天皇七年に相当する紀年と書紀の紀年

仏教伝来の問題において、その紀年改訂の際常にとりあげ論ぜられて来た継体天皇二十五年条の註記は「二十五年春二月、天皇病甚、丁未、天皇崩于盤余玉穗宮」○中以下原文刪ル或本云、天皇二十八年歲次甲寅崩、而此云三十五年歲次辛亥崩者、取百濟本記為文、其文云、大歲辛亥三月、師進至于安羅、營乞德城、是月、高麗弑其王安、又聞、日本天皇及太子皇子俱崩葬、由此而言辛亥之歲、当三十五年矣、後勘校者知之也」の如くであり、ここにいう辛亥の年崩御の天皇を平子氏の如くに宣化天皇のことと解し、宣化天皇とその太子皇子の崩葬と解した論もあるが、書紀に於て二十八年甲寅継体天皇崩御の一説を註記して迄、あえて二十五年崩御としたのは、百濟本紀に云う「日本天皇及太子皇子俱崩葬」を継体天皇とその太子皇子のことと解したが為であり、太子皇子を喜田博士の如く(前掲論文)、継体天皇の皇子である大郎皇子のことであると解すれば、書紀において継体天皇二十三年春三月、近江毛野臣を安羅に遣わ

して、百濟を抑え、新羅を征討せしめらるる等の如き外交事情を辛亥に先立つ二年前の己酉のことと解すれば、或は百濟本紀に言う「師進至于安羅、營乞德城」の文は斯様な事情と関連するかも知れず、初期欽明紀年における継体天皇の崩年の干支である丁未を辛亥の年崩御の天皇を継体天皇のこととせざるを得ない事情があり、ここに丁未より足掛け五年延長した辛亥に崩御と改めたのではあるまいか。とすると、その継体天皇御宇は十六年と理解せられる。既に述べた原書紀の紀年では正しく継体天皇の治世は十六年であるより、この「中期欽明紀年」とでも言わるべきこの紀年においては単に初期紀年の継体天皇の御世をまる四年延長したものであると思われる。ここよりして当然欽明天皇の御宇もその年紀は移動せられ、辛亥崩御の継体天皇の後を承け其年直に即位、翌王子を以てその元年とする如き天皇の紀年にと変化したのではあるまいか。

仏教伝来を戊午と伝え、而もそれが七年である欽明天皇の御世を伝える元興寺縁起の記載が、法王帝説に云う「戊午年」の仏教伝来と言うことと、「志帰嶋天皇、治天下卅一年、辛卯年四月崩云々」の記載といかに関係づけられるかは別としても、それ独自にて「七年歲次戊午十二月」伝来としているを見れば、或はこの中期欽明紀年とも謂わるべきこの紀年にその出自は求められるのではあるまいか。

斯く数字年紀の移動はこの後も行われ、或はそこに既述せる如く安閑・宣化兩天皇の治世の挿入のことが行われ、更に再び養老四年の書紀撰進の時に至る迄に紀年の延長が行われたものと推測される。即ち、こ

ここにその本来の伝来の時である初期欽明紀年に於る十三年の戊午というもの、中期欽明紀年に於て、初期欽明紀年の継体天皇の崩年である丁未が辛亥へと変化せる為その御宇も初期の十二年より十六年に延長され、ここに欽明天皇の御世もそれに伴つて移動し、その十三年の戊午は七年の戊午へと変化し、更に最後の書紀々々年（後期欽明紀年）に至るや、その最も基準たるべき干支紀年の戊午は欽明天皇御宇に存在せず、ここに書紀の編者は十三年と伝えた数字紀年の方を採りて、新たに設定された欽明の御宇第十三年にそれを配したのであらうと想像せられる。

(表 b)

西曆	干支	初期欽明紀年	中期欽明紀年	後期(書紀)紀年			
515	乙未	継体元	継体元	(継体元年 丁亥)			
516	丙申						
17	丁酉						
518	戊戌						
519	己亥						
520	庚子						
521	辛丑						
522	壬寅	7	7				
523	癸卯	明欽元	12	25崩 安閑即位			
524	甲辰						
525	乙巳						
526	丙午						
527	丁未						
528	戊申						
529	己酉						
530	庚戌						
531	辛亥				16崩	欽明即位元	(空位)
532	壬子						安閑元
533	癸丑						2崩 宣化即位
534	甲寅						宣化元
535	乙卯						
536	丙辰						
537	丁巳						
538	戊午	13	7	3			
539	己未			4崩・欽明即位元			
540	庚申						
541	辛酉						
542	壬戌						
...	...						
552	壬申			13			
553	癸酉						
554	甲戌	29		15			
...	...						
557	丁丑	32崩?					
...	...						
566	丙戌	41崩?					
...	...						
571	辛卯		40崩 (在位41年)	32崩			

何故に、安閑・宣化両天皇の御宇をここに挿入するに至つたかは不明であるが、記註干支に既に安閑天皇に配して乙卯の崩年干支が存すれば、恐らくは、中期欽明紀年以前にはその御宇が考慮せられてはいたと思われるも、歴代の順序の上に何時それが書紀々々年に見るが如くに考慮せられたかは今ここに推測すべき手掛りを持たない。表bは初期欽明紀年より書紀(後期)紀年に至る欽明御宇紀年の移動を示したものである。

思うに日本書紀の紀年は養老四年の撰進の時迄にそれ以前より幾度となく試みられ変更せられた後に成立したものであり、種々試みられた紀年の最後の形のものであると考えられる。少くも、欽明天皇御宇をめぐる紀年というものは、丸山二郎氏の如く「戊午を欽明天皇七年とするのも十三年とするのも、紀年の問題としては同等に考慮されるときには、この戊午を中心として欽明天皇御宇を考慮したことが二回企図されたということになるかも知れない」とされる如く、⁽⁵⁾十三年戊午の紀年或は七年戊午の紀年が宣化天皇三年戊午の書紀々年に先立つて考慮されたものとみてよい。恐らくは、推古天皇御世二十八年をあまり下らぬ頃より天武朝の頃までにおいて歴代の天皇を一連の干支紀年の上に順序整理立てようとした試みは行われたであろうし、天武朝における国史編纂の事業に於ては既に書紀々年の原初の形をとるものは出来上つていたと見てよく、その頃の欽明天皇御宇に関しては初期欽明紀年の如くであつたかとも思われる。がその後養老四年に至る約一世紀の間において、更に、歴代の御代数或はその皇位継承の問題等のごとより、その御宇が干支紀年の上において移動され紀年の変化があり、或はその数字紀年もこれに伴つてその延長・短縮等のことが行われ、欽明天皇七年戊午の御宇を伝える元興寺縁起或は法武帝説の説というものは、その移動せる紀年（中期欽明紀年）から、書紀の系統とは別の所伝として寧楽朝の仏家側に伝え残されて来たものであり、その説が仏家側史料に伝承されて来たということが、その後の南都仏教の衰退がこの説の後退とに緊密な関係に在

つた最大の原因であつたと思われる。

むすび

仏教の公伝を欽明天皇十三年とする十三年壬申説或は七年戊午のこととする七年戊午説等の説話は夫々の「原説話」より発生し、伝えられたものであり、その原説話は又、推古天皇四年頃の元興寺塔露盤銘に窺ふことの出来る伝来に関する初期の三要素に、七年戊午とか、十三年とする伝来の年月が加わることに依つて成立したものであることが判つた。伝来の説話の検討を通じて、説話に伝来年月の要素の加わる時こそ、御歴代の天皇の御宇が一連の干支紀年の上に或る程度定められた時である、と考えれば原説話の段階（この場合は十三年壬申説系を念頭におく）は大化改新前後のことであり、天武朝における国史編纂の事業の前提としてこの頃（孝徳朝）既に歴代天皇の治世を干支紀年にかけて伝えようとした試みが或は行われていたものかと思われる。推古朝においては未だ伝来年月の要素は附加せられて居らぬことよりすれば、個々の天皇の御世の記載に関しては、その事をその年の干支にかけて記載し、伝えることは行われていたろうが、それを一連の干支紀年の上において何の天皇の御世、何年として理解するには至つていなかつたのではあるまいか。しかし、この推古朝より孝徳朝における約半世紀の間に、急速に御歴代の天皇を紀年の上に位置づけようとする試みが行われる様になつたのは、或は推古天皇二十八年における天皇記、国記、臣連等本記の編

修のことと関連して考慮されるべき問題であると思われる。

仏教公伝の異説として存在する種々の説話は同一の淵源より発生し発展変化したものであり、この点に関して戊午の干支年の変化の検討は従来論ぜられて来た欽明天皇七年戊午或は宣化天皇三年戊午の解釈について一応ある程度の目安はつけ得られたと思う。

欽明天皇御宇における七年戊午に関しては既に論議は尽されるべき処迄は尽されていると思われるも、尚十三年戊午とする欽明天皇御宇の推定も又可能であれば今後はこの方面よりして、仏教公伝年代の問題は只に継体天皇以下安閑・宣化・欽明三天皇の問題にとどまらず、加えるに敏達天皇御世の問題と関連して論ぜられても良いのではあるまいか。そ

の十三年戊午とする欽明天皇御宇に関しては全く試論臆測の域を出でぬものであれば今後大方の御叱正を仰ぐことが出来れば幸いと考える。尚本論文の執筆に当り、丸山二郎氏の「日本書紀の研究」から種々教を受ける処が少くなかつたことを附記してこの稿を終りたい。

(昭和三十二年十二月記)

〔註〕

- (1) 「古事記の成立」(古事記大成、歴史考古篇所収)二一―六頁参照。
- (2) 笠井氏「上代紀年に関する新研究」(史林三六ノ四)。
- (3) 林屋氏「継体・欽明朝内乱の史的分析」(古代国家の解体所収)。
- (4) 原博士前掲「日本書紀々々年考」(社博士編「日本紀年論叢」六一―七十九頁)。
- (5) 「日本書紀の研究」所収(継体天皇以後三代の年紀)二四〇頁。